

託児所「すぎのこ園」の利用申込にあたって

託児所「すぎのこ園」の利用を希望される方で、以下の事由に該当する場合は、「福島県立医科大学託児所利用申込書」、「身上調書」、「養育状況・育児のサポートに関する申立書」に加え、それぞれその事実を確認できる書類を添付してください。

添付書類は、利用者を決定するにあたり重要な書類となります。提出がない場合は、各事由に該当しないものと判断しますので、ご注意ください。

なお、添付された書類で事実の確認ができない場合は、追加で書類の提出を求めたり口頭で確認したりすることがありますので、あらかじめご了承ください。

事由	提出書類	備考
父母が就労している場合 (医大職員でない者について必要)	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 就労時間の記載があるもの 夜勤の有無の記載があるもの
父母が就学している場合	利用希望月からの講義の受講状況が確認できる書類	
ひとり親家庭又はこれに準ずる家庭で保育可能な親族がいない場合	戸籍謄本の写し	
父母の一方が単身赴任、海外勤務等のため不在である場合	父母が住所を異にして生活していることを確認できる書類	例：父母双方の住民票の写し、公共料金の領収書の写し、海外勤務を命ずる旨の書類など
父母に障がいがある場合	障害者手帳の写し	等級が記載されているもの
父母が長期入院（常時臥床）、通院している場合	診断書の写し	入院・通院の場合は、その期間・頻度が記載されているもの
親族を介護している場合	要介護認定結果通知書の写し（※）	区分が記載されているもの
親族を看護している場合	診断書の写し（※）	被看護者の状態、看護頻度が記載されているもの
小学生以下の子を養育している場合	住民票謄本の写し又は被扶養者証（健康保険証）の写し	養育している子が、利用申し込みをしている子のみである場合又は本学職員の被扶養者に認定されている場合に限り提出不要

（※）同居の親族を介護・看護している場合は住民票謄本の写しなど申込者と当該親族が同一住所であることが確認できる書類を併せて提出すること。

（デスクネット掲載場所：文書管理>（総務課）人事・給与>託児所関係）

（ウェブページ URL：<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/takujisyo.html>）